様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 8月 20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とうかいりかでんきせいさくしょ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社東海理化電機製作所  （ふりがな）　にのゆ ひろよし  （法人の場合）代表者の氏名 　 二之夕　裕美  住所　〒480-0195　愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地  法人番号　5180001081083  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画 TRV2030 | | 公表日 | 2025年 5月 29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  <https://www.tokai-rika.co.jp/investors/mid-term/pdf/mid-term_business_plan_2025.pdf>  　　記載ページ：P10-15,17 | | 記載内容抜粋 | 既存事業（クルマ Mobility）と新領域に対する配分目標を設定し、市場の成長性を踏まえた事業ごとの成長戦略を策定しています。特にデジタル技術の最大活用とそれを支えるデータ基盤の構築を成長の原動力と位置づけ、経営基盤の強化を推進しています。 既存事業ではDXを通じて開発力の強化に加え、品質向上と生産技術の革新にも取り組んでいます。一方、新事業領域においては、市場の成長性を分析したうえで戦略的なロードマップを策定し、持続的な成長を目指した取り組みを進めています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成し、公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ・中期経営計画　TRV2030  ・『DX推進』 | | 公表日 | 2025年　5月　29日  2024年　11月　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：  <https://www.tokai-rika.co.jp/investors/mid-term/pdf/mid-term_business_plan_2025.pdf>  記載ページ：P17, 19, 20  <https://www.tokai-rika.co.jp/sustainability/growth_strategy/dx/>  記載箇所：『DX推進』の『DXed町工場』、『DX推進体制』、『生産準備の取り組み』、『工場の取り組み』及び『人財育成』 | | 記載内容抜粋 | 【データ活用によるデジタル業務変革】  エンジニアリングチェーンとして、開発から生産までを3Dデータ活用し金型の生産準備・トライ・測定のリードタイムを短縮します。さらに生成AIを導入してデジタル情報をフル活用し、同期設計を進めるうえでの支援を行います。  サプライチェーンとして、受注からアフターマーケットまでデータで繋いでいき、原価情報や生産情報・品質情報を繋いで見える化を行います。  【組立ラインの自動化】  工場内を徹底的に自動化していきます。工場内のレイアウトや設備を3Dマッピングデータとして取り込んでいます。汎用モジュールという概念を導入し、組立ラインの一部をモジュール化し、それを組み立てることでフレキシブルに対応できる仕組みとします。生産計画データや物流情報データを使い、量動向から組立ラインの最適な長さのデジタル予測を行い、工場内のスペースを最大限に活用します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成し、公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 『DX推進』 | | 記載内容抜粋 | DXの取組みをスピーディに推進するため、2021年2月に各部門のリーダーを兼務化した「DX推進タスクフォース」をエグゼクティブオフィス直轄組織として結成しました。  2023年4月にはDX推進をさらに強力に推進するために、「DX推進タスクフォース」を「（BI）DX推進室」と位置付け、専任組織として再編しています。  ITに精通した専門人材の育成と、全社員のITリテラシー向上を両立させる教育プログラムを展開しています。これにより、全社員がデジタル技術を駆使して業務改革を推進できる環境を整えています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 『DX推進』 2. 中期経営計画　TRV2030 (P17) | | 記載内容抜粋 | 1. レガシー化した製造部品表（M-BOM）の刷新に取り組み、品番情報に連携可能なデータを付加し、生産・物流・品質にリアルタイムで反映する仕組みを構築中です。紙帳票を実績データに置き換え、統合データベースによる全社的な情報連携を目指しています。 2. 社内に点在する業務データを統合・整理し、必要な情報を迅速かつ的確に活用できる環境を整備することで、意思決定の質向上や業務効率化を図るため、データ活用基盤の構築に取り組んでいます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 中期経営計画　TRV2030 2. 『DX推進』 | | 公表日 | 1. 2025年　5月　29日 2. 2024年　11月　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 当社ホームページ　P25   <https://www.tokai-rika.co.jp/investors/mid-term/pdf/mid-term_business_plan_2025.pdf>   1. 『DX推進』の『生産準備の取り組み』   <https://www.tokai-rika.co.jp/sustainability/growth_strategy/dx/> | | 記載内容抜粋 | 1. 財務指標（売上高、営業利益など）の目標を明示し、これらの目標達成に向けて、DXの諸活動を重要な手段として位置づけています。例えば業務プロセスの自動化によるコスト削減が営業利益率にどのように寄与するかを分析し、最終的にROEの向上につながる仕組みを社内で整理しています。 2. 開発期間1/2による拡販/新規ビジネスへのリソーセス創出 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　11月　15日 | | 発信方法 | 当社ホームページの「トップメッセージ」にて公表  <https://www.tokai-rika.co.jp/sustainability/greeting/> | | 発信内容 | 経営ビジョンの変革や中長期的な成長戦略、組織体制の見直し、新技術への挑戦、人材育成への投資など、DXに関連する取り組みの方向性の対外発信。  特に「がけっぷち宣言」から始まる経営改革の決意を起点とした、パーパス・ビジョン・バリューの策定、共創型組織への転換、新領域への挑戦、人的資本経営の推進など、DXの本質に基づく価値創出への取り組みの情報発信。  単なる業務効率化にとどまらない、企業文化・組織・技術・人材の変革を伴うDX戦略の推進状況の提示。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年6月～継続実施中（最新は2025年7月） | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を用いて自己診断を実施。  ※本申請の添付書類として提出（2\_自己診断フォーマット2.4.xlsx） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年3月～継続実施中 | | 実施内容 | 2020年3月から セキュリティ体制の構築およびセキュリティポリシーを制定し、サイバー攻撃や内部不正リスクに対する対策および教育を継続的に実施し、毎年の監査により実効性を確認しています。  公表媒体：東海理化レポート2024  公表日：2024年11月15日  公表場所：<https://www.tokai-rika.co.jp/sustainability/report_archive/2024/pdf/tr_report2024_all.pdf?v5>  取締役会で承認された方針に基づき作成し、公表  記載箇所：情報セキュリティポリシーおよび、脆弱性監視・インシデント対応要領の制定…P66 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。